

チャールズ・テイラーの政治哲学の旅路 —アウェイ環境におけるコミュニタリアニズム—

Charles Taylor's Journey of Political Philosophy: Communitarianism for community far away from the West

濱 井 潤 也 (新居浜工業高等専門学校・講師)
Junya Hamai (National Institute of Technology, Niihama College)

1. はじめに

ヘーゲル研究者として知られるチャールズ・テイラーの思想の動機の部分を理解するには、彼の理論だけでなく、それを現実の社会問題に適応した実践的な活動にも目を向ける必要がある。その一例として挙げられるのが、彼の故郷、カナダのケベック州における活動である。テイラーはケベック州政府の委託を受け、通称「妥当なる調整」委員会の共同委員長として、ケベック州が直面する移民との軋轢の問題と、カナダ連邦政府との対立の問題（両者は表裏一体である）を調査、検討し、2008年に2人の共同委員長の名前をとって「ブシャー・テイラーレポート」と呼ばれる報告書『未来の構築—和解のとき—』を執筆している。¹この報告書でテイラーは、移民を排斥することもカナダ連邦からケベック州が独立する必要も否定し、州の歴史を築いてきたフランス系カトリックの文化を中心とする新たな多文化主義、インターカルチュラリズムを提唱している。

コミュニタリアニズムでは通常、人々の規範意識はその土地の文化に依存しており、自由や権利、平等などのリベラルな諸原則は、その文化に合わせた修正が必要であるということが説かれる。しかしテイラーが辿り着いたインターカルチュラリズムは、特殊性の擁護に偏重するあまり相対主義的、不干渉主義的になりがちなコミュニタリアニズムの欠点を克服するべく、異なる文化の移民たちを同一のアイデンティティを築いていくパートナーと見なすための同化と統合の方向性も強く打ち出している。²すなわちそこがホームではなくアウェイの場であるような人々との共存を、ホームの擁護と両立させることを目指したのである。このインターカルチュラリズムへの彼の思想の変遷を追うには、自らのホームを擁護するために磨いた思想が、同じ場所をアウェイの場として生きる人々に対しても有意義でありうるのかどうかを検討する必要があるはずだ、ということに気付かなければならない。そしてそのためには完全にアウェイの地で自身のコミュニタリアニズムが通用するのかどうかという、本来のコミュニタリアニズムの枠組みを超えた検証が必要になる。すなわちまだあまり知られていない彼の実践的活動のもう一例、タイにおける人権概念と民主主義の発展について論じた1994年の報告書『民主主義への道—タイにおける人権と民主的発展—（以下『民主主義への道』）³を紐解かねばならない。これこそがテイラーの政治哲学におけるミッシング・リンクである。

本稿では、この報告書『民主主義への道』をアウェイ環境におけるコミュニタリアニズムの一つの形態と捉え、テイラーが民主主義とタイという異文化との同化と統合をどのように論じているかに注目して読解することとする。それによって故郷ケベックを出発してヘーゲル研究者としてスタートした彼が、ついにケベックを論じるという凱旋に至るまでの旅路の空白を埋め、少しでも明ら

かにすることが本稿の目的である。

2. タイの歴史 I — 『民主主義への道』執筆まで⁴

現在のタイ王国には、主にこの国を中心となって作ってきたシャム族と、このシャム族の勢力南下に伴い北へ移動し、ラオスと分断される形となったラーオ族が二大勢力として暮らしている。現在のタイ王国に繋がる直接の起源は、18世紀に成立したチャックリー朝である。その初代国王チャオプラヤ・チャックリーはラーマー一世と呼ばれたが、2016年に崩御されたプミポン国王はラーマ九世、後継者のワチラロンコン王はラーマ十世である。19世紀に入るとこのチャックリー朝のシャム王国も、当時の日本同様に欧米列強からの圧力と対峙しなければならなかった。この時のチュラロンコン王（ラーマ五世）はこうした時代の変化に対応するために、これまで支配下の小国の王に自由に統治させていた「領邦国家」的な統治機構を見直し、鉄道の建設、省庁再編、統一された教育制度の導入、徴兵制の導入、奴隷制の廃止等の通称「チャックリー改革」を通じて中央集権化に努めた。その頃、ほぼ同時にフランスがカンボジアやベトナムを植民地とし、シャム王国の支配域にも徐々に勢力拡大を狙いつつあった。1893年にフランスの要求により現在のラオスに当たる地域を割譲させられる（シャム危機）が、バウリング条約を結んでいたイギリスの交渉により、バンコクを中心とするチャオプラヤ川の一部を「緩衝地帯」とすることで、度々英仏に領土を割譲させられるもシャム王国そのものはついに欧米列強の植民地となることはなかった。

20世紀に入り二つの世界大戦を経験する中で、シャム王国にもまた一つの国家としての意識を強めるナショナリズムの時代が到来する。1910年に即位したワチラウト王（ラーマ6世）は人々に彼らが自称するタイ人としての自覚を持つために、民族・宗教・国王に対する忠誠という「ラック・タイ（タイの原則）」を提唱し、それを象徴する現在のタイ国旗を制定した。しかし1929年の世界恐慌等の影響を受けて経済状況が悪化し、政府への批判が高まる中で、これまでの絶対王政的な体制から民主主義を求める声がついに始まるのである。1932年、留学生等の知識階級が結成した人民党によるクーデターによって、シャム王国は初の憲法を制定して立憲君主制へと移行し、ラーマ王家の影響力は一時衰退する。その人民党政権において初代首相をさらにクーデターで打倒して就任した二代目のピブーン首相は1939年に国名をシャム王国という外国人が彼らと呼ぶ名前からタイ王国という彼ら自身が称する名前へと変更する。さらにフランスに割譲させられた失地の回復を目指す「大タイ主義」を提唱し、ナショナリズムをさらに高揚させることを目指した。⁵それによって枢軸国側に与することとしたタイ王国は1941年に米英に対して宣戦布告を行い、ビルマに進軍している。しかし枢軸国側の戦況悪化に伴い、方針転換を迫られるタイ王国内外で、抗日運動を展開していた組織「自由タイ」がピブーン政権に代わって実権を握り、英米への宣戦布告を無効とする宣言を行ったのである。その結果タイ王国は日本と共に敗戦国となる運命から上手く逃れ、戦後を迎えることに成功した。

しかし「自由タイ」のプリーディー首相の下、新憲法を發布して複数政党制に基づく議会制民主主義を構築する動きはうまくいかず、1947年に陸軍が、さらに翌年に再帰を狙うピブーンがクーデターを起こして終結してしまう。この後民主化、情勢悪化、クーデターによる軍事政権の樹立を繰り返すのが現代のタイ史のお決まりの流れとなる。戦後のタイ王国が西側陣営の一員としてやっていくために、第二次ピブーン政権は反共・親米路線を採ることで対外的には西洋諸国の信頼を獲得することに成功した。しかしクーデターで樹立した政権の正当性を確立するために、1957年に総選

挙を実施したが、その際に不正が発覚して反発を招き、陸軍のクーデターにより退陣を余儀なくされてしまう。その後の軍人サリット・タナラットによる軍事政権は、「開発独裁体制」を敷きタイ王国の産業の近代化を強固に推し進めた。しかしこの動きは弊害として、開発を推し進める中央と、推し進められる地方との現代まで尾を引く対立の構造を生み出してしまふ。それと同時に、サリット政権は国王と軍部の権威を議会より上部に置くあり方を「タイ式民主主義」として浸透させることに努めたのである。しかししばらく強権的な政治によって経済や情勢を安定させたのち、再び民主化に踏み切ろうとするが、1971年には再度クーデターが発生してしまう。こうした状況にベトナム反戦運動の影響を受けた学生たちが民主化を求める反政府デモを頻繁に起こすようになる。そして案の定1973年に学生のデモ隊と軍部との衝突が起こり、多数の犠牲者を出した「10月14日事件」が発生する。この事件は当時のタノーム軍事政権をプミポン国王が退陣させることで収束したが、ここにも国王の権威の大きさが伺える。この後、タイ王国は東の間の民主的な時代に入るが、不安定な連立政権が乱立するばかりで、すぐに軍事政権に戻ってしまう。しかし1980年に成立したプレーム軍事政権は議会制民主主義と国王、軍部のいずれも尊重する「準民主主義」によって8年間存続した。次のチャートチャーイ政権へは総選挙によって民主的に移行したが、公共事業等を利用しての利権争いを繰り広げたため国民の信用を失い、やはり1991年にクーデターにより崩壊した。この次に成立したスチンダー政権も短命であり、翌年に反政府デモを武力鎮圧して多数の犠牲者を出した「暴虐の五月」事件を起こしており、プミポン国王の介入によって退陣している。事件後、デモに参加した都市部の中間層（ホワイトカラー、学生、知識人等）の民主化への期待を受け、総選挙によって民主党のチュワン連立政権が成立する。

「暴虐の五月事件」への反省ムードによる軍部の権威衰退とその前後での総選挙による民主的な政権移行の成功によって、チュワン連立政権下では、タイ王国は何度目かの民主化への機運の高まりが訪れていた。こうした中でテイラーが『民主主義への道』を発表した1994年が訪れるのである。

3. テイラーが見たタイ社会 I —何が問題か?—

以上の歴史を踏まえ、テイラーは『民主主義への道』においてタイ社会の内に民主主義が根付く可能性を最初に見出す。度重なる軍部のクーデターとその度毎に復活する民主的な立憲主義の攻防がまさに「タイの民主的な志が無視されるには強すぎる」ことを示しているのである。⁶テイラーは実際にタイ王国に民主主義が根付きうることを示すいくつかの特徴、すなわち都市部の中間層の成長、体制から独立したマスメディアの登場、NGOや労働組合等の非政府組織の発達に期待を寄せる一方で、これら民主化への動きに反対に作用する様々な要素を取り上げている。すなわち官僚主義や汚職、軍部や王の権威主義的な体制等様々であるが、問題はこれらを外側から一つ一つ対処してどうにかすることではなく、タイの国民の多数派にとって民主主義が自分達のものとして根付く（indigenous）ことであり、それはすなわち大衆としての自らの力が、政治的意思決定の正しい力であることを理解することである。⁷

テイラーによれば、タイ社会の一般の人々は、政治権力のあり方について、まず2つの考え方を持つ。一つは、政治権力は自分とは一切無関係に、そして正しいか正しくないかも無関係に、あたかも自然災害のようにただそこにあるという”amoral”な存在だという考え方であり、もう一つは、政治権力は国民に慈悲深くあるべきというタイ仏教の”dharma（ダルマ：法・秩序）”に由来する考

え方が存在する。⁸当然テイラーは後者と結びつける形で民主主義の浸透を目指す、この考え方が前者と一緒にあってむしろ父権主義、権威主義を支持する構造が存在すると指摘する。なぜならこの2つの考え方は、タイ人の人間関係の基本を形作る「ピー・ノーン関係」に由来しているからである。これはテイラーが「パトロン・クライアント関係」と言い換えているように、権力を持って保護する者「ピー」とそれによって保護される者「ノーン」の二者関係によって成立する人間関係、社会関係の理解である。タイ人にとってこの関係性は必然的なものであり、「ピー」は「ノーン」を慈悲深く保護すると同時に、保護されている「ノーン」は「ピー」に逆らうことを許されないという権力構造を作る。このような関係性は日本人の目からは個人主義的に映る。というのもタイ社会は一般的に父母両方の血縁を同等に扱う双系制であり、それゆえに一族という意識は必然的に家父長制を採る日本社会よりも薄い。その代わりに個人対個人の「ピー・ノーン関係」が発達し、それが厳格な上下関係の風潮を作りだしてもいる。したがって日本の場合家父長制だから父権主義的であると説明されるが、タイ社会は家父長制を採っていないが父権主義的なのである。⁹こうした「ピー・ノーン関係」が発達してきた背景には、1880年代の「チャックリー改革」によって統一された近代国家として整備されるまで、シャム王国は無数の属国の自由な統治に任せる領邦国家の集まりであり、個々の国民達が仕えていた君主が皆バラバラだったことが影響している。

この血縁にはあまり縛られないが「ピー」には逆らえないというタイの古くからの風潮は、1994年当時のタイ社会においても人権概念の浸透の遅れと、それによる非人道的な差別の横行という側面を示している。女性差別や、児童労働と児童買春の蔓延、¹⁰さらには少数派の山地民¹¹に対する差別、マレー系タイ人のイスラム教徒に対する宗教差別などが挙げられる。¹²

こうした、権利を蔑ろにする構造は、シャム族にも向けられうる。タイの憲法は国民の「権利と義務」について触れるが、いつも短い権利の記述と長大な義務の項目という非常にアンバランスな形で提供されている。したがってテイラーは、タイ人にとっての権利概念は、国家権力を批判的に分析するための基準ではなく、国家への恭順さの念押しでしかないと述べている。そしてその理由として、タイの憲法がそもそも国家と国民との間の社会契約に基づいていないという西洋人らしい分析をする。内容が民主的かそうでないかに関わらず、大抵の場合タイの憲法は王の名の下に政府が国民に与えるものなのである。欠けているのはすなわち、正常な選挙制度によって選ばれた国民の意志の代行機関としての政府である。

こうした権利概念の希薄さに加えて、「チャックリー改革」以後の中央集権化によって導出される政治体制は、必然的にトップダウン型の硬直した官僚主義的体制である。こうした中央集権型の強権的な政治体制の下で、1960年代以降サリット軍事政権等が推し進めた「開発独裁体制」は、まさに「民主化抜き近代化」であり、これにより地方の農村部では環境破壊や天然資源の枯渇は無論、中央政府による土地の収奪やそこに暮らす人々の追放、果ては暴力沙汰に至るまでの一通りの横暴が中央と地方の支配・被支配の関係を強固に作り上げたのである。¹³こうした中央の地方に対する権力の強さを示す一例として、タイ王国の地方統治システムが挙げられる。元々1890年代に日本の廃藩置県に相当する「テーサーピバーン制」を導入したシャム王国は、それ以前の領邦国家を廃止して県・郡・区・村の地方行政機構に区分されるたが、現在に至るまで一般の国民が投票できる地方選挙は村長選だけであり、地方自治の意識が育ちにくいことをテイラーは懸念する。¹⁴すなわち議会制民主主義を導入して下院議員を総選挙で選ぶにも（上院議員は大体任命制である）、人々が地方自治の体験を通じて自らの投票が政治的意志決定の力となることを実感していなければ、やは

り民主主義を”indigenous”なものとして理解することは難しい。結果として 1994 年時点での地方の農村部に暮らす人々にとって政治のイメージは、「ピー・ノーン関係」に基づいて、中央政府や軍部とのパイプを持つ「チャオポー」と呼ばれる村の権力者が合法的にも非合法的にも人々を支配する構造である。すなわちテイラーがタイ社会を支配する第一の政治の力学と呼んだのは、地方に濃厚に残る金と権力を巡る仁義なき戦い¹⁵なのである。

しかしテイラーは都市部にはまた別の政治の力学が働いていると分析する。第二次大戦前後のピブーン政権の時代からナショナリズムの高揚と中央集権化に努めていたタイ王国だったが、1970 年代以降、都市部の中間層による民主化を求める運動が激化する。テイラーはこれを高学歴の学生や知識人主導の「エリート民主主義」と呼び、1994 年当時のタイ社会を動かす第二の政治の力学に位置付けている。¹⁶もちろんテイラーはこの第二の力学に民主主義の浸透の可能性を認めはするが、これが都市部の「エリート民主主義」である以上、地方との乖離が前提となっており、それは依然として地方の支配と同じ意味であると危惧する姿勢を崩さない。

4. テイラーが見たタイ社会Ⅱ

—アウェイ環境に対してコミュニタリアニズムは何を言うことができるのか?—

前節で見た様々な問題点を踏まえ、テイラーは国際社会の要求する水準に見合う平等な人権を保障する規定と、議員の直接選挙を盛り込んだ改正憲法を要求するが、タイ王国の民主化はいつもこの憲法の制定を出発点にしてきたため失敗を繰り返してきたと論じる。¹⁷

したがってテイラーが真に重要だと考えるのは、ここまでにすでに表れてきている人々の民主化への要求を後押しすることで、彼らの政治に対する考え方を修正することである。1994 年当時、地方の人々にとって民主的なシステムとしての総選挙が意味するのは、如何に自分たちの地方に利益を還元してくれる議員を選ぶかというのが主要な争点であるということであった。したがって第一には、都市部で形成されてきた「エリート民主主義」から弱者への排他的、支配的な考え方を無くし、その長所である複数政党制における各党のマニフェスト等によって、政治が解決すべき課題に対するアプローチの違いを主要な争点とする”issue driven politics”への移行である。¹⁸

第二に、地方に暮らす人々に民主主義のプロセスを体験し実感してもらうための地方分権の推奨である。それを進める鍵も、テイラーは当時のタイ王国にすでにあるものを利用することを勧める。すなわち 1970 年代から農村部への導入が進められていた「自治区」の増加である。これは先の「ターサーピバーン制」における区とは異なり、独自の議会を持ち、議員と首長を住民の直接選挙によって選ぶ地方自治機構である。したがって地方行政機構とこの「自治区」とが並行して存在し、その範囲がずれていたり重なっていたりして極めて煩雑である点がタイ王国の独特な一面ではある。¹⁹しかしこの「自治区」による地方分権における民主主義の訓練が、地方の人々の政治理解を単なる仁義なき戦いから適切な意志決定のプロセスへと修正し、また中央の「エリート民主主義」の排他性を和らげることに繋げるとテイラーは期待する。

また、これまで地方と中央とを分けて論じてきたが、バンコクやチェンマイ等の都市部の労働者層は多くが地方からの一時的な移住者であり、1994 年当時で農業の閑散期に当たる乾期には、バンコクの人口は 10%も増加する。²⁰こうした人口の移り変わりの激しさが、都市部の近代化の早さとは裏腹に、労働組合の発達を遅らせてきたとテイラーは指摘する。ここでの問題点はいかにして都市部の非エリート層にも政治的な団結の経験を与え、民主主義への理解を深めてもらうか、という

ことである。ここでテイラーは、都市部の再開発による立ち退きに抗議して団結したバンコクのスラム街の住人たちに触れている。彼らは NGO の支援の下、自らの自助組織のために信用組合を結成し、幼稚園の運営を行う等の成果を挙げている。このような経験は、確かに都市部の非エリート層への政治的な団結の可能性を示唆しているが、しかしながら現状では血縁や知り合い等の”face to face network”に限定されており、それを以下に排他的でなく誰もが恒常的に利用できる市民社会のシステムに拡大するかが課題でもある。²¹

このように地方と中央の政治への意識を修正することができれば、官僚主義と強権的な軍部が維持してきた「タイ式民主主義」もまた新たな一步を踏み出せるであろう。テイラーは行政機構に説明責任を義務付けること²²や、政治権力から独立した中立のメディアに表現の自由を与えること²³を推奨する。また軍部の権力を縮小し憲法の制御下に置くという困難な課題に対して、軍隊の強さが社会の「安定と規律正しさ」に繋がるというイメージが安易な一般化であることに気が付かなければならないと語る。しかし重要なのは、軍部がクーデターを正当化するその正当性は、軍部自身が持っているのではなく国王から借りたものであり、また国王の権威の正当性の背後にあるのは、国王は”dharma”を正しく理解し実践する者であるというタイ仏教の教えだということである。²⁴したがって国王やその背後の仏教の教えがクーデターを容認しないことが必要だが、この点についてもテイラーは「暴虐の五月事件」以後の軍部の求心力の低下、そして何より、戦後のクーデターの正当性の理由となっていた共産主義勢力の脅威が、そもそも 1980 年代以降は無くなってきていることに可能性を見出している。²⁵

「ラック・タイ」の一つとしての宗教、すなわちタイ仏教にもまた民主主義を促進しうる潜在的な可能性が眠っている。従来、タイ仏教の修行僧たちは自分たちを世俗の政治とは切り離して考える傾向が強かった一方で、仏法 (dharma) に基づいて社会活動を行い、富の再分配を行うべきとする「仏法社会主義 (dhammic socialism)」を説いた高僧プッタタートや、地方への過度の自然開発への抗議運動を指揮した「開発僧」と呼ばれる僧侶たちの登場は、民主主義を擁護する思想としてのタイ仏教の一側面を示している。²⁶

以上のようにテイラーが目指す『民主主義への道』は、一つには国際社会がタイ社会に影響を与え、変化を促すという面も確かに重要ではあるが、より重要なのはやはり民主主義を彼らの歴史の延長上に必要な、彼らが自発的に求める”indigenous”なものとすることである。それは、タイ人の意識に深く根付く「ピー・ノーン関係」に基づく政治理解を西洋型の社会契約説に置き換えることではない。テイラーにとってタイ社会は、すでにあるものが見方を変えれば民主主義を促進できるにも関わらず、それを妨害するという悪循環に陥っているのである。この点に気づくことができれば、弱者支配の口実となってきた「ピー・ノーン関係」は弱者保護の責任を表す言葉に変化するのであり、タイ人の意識にタイ仏教の教えと共に最初からあった、政治は国民に対して慈悲深く道徳的であるべきという考え方の延長線上にある表現として、彼らが民主主義を理解することも不可能ではないだろう。ではなぜタイ人はこの民主主義を”indigenous”なものとして受け入れなければならないのか。それは前節の冒頭で示したように、タイ人の中にそれを求める動きがあるからである。外部からできることは支援であって強制ではない。民主主義を受け入れるか、それとも違う道を模索するのかは、あくまでタイ人の自発的な選択である、というのがコミュニタリアニズムの相対主義的傾向に対するテイラーの落としどころであろう。

5. 結語：タイの歴史Ⅱ—『民主主義への道』執筆後から現在に至るまで—

『民主主義への道』執筆後のタイは、果たしてテイラーが期待していたようにその道を進むことができているのか、という問いに答えるなら、どちらかというところであり、執筆から数年間のいくつかの政権は汚職等によりいずれも短命に終わっている。

しかしこうした政治の腐敗を、民衆の政治参加・監視を強化することによって正そうとする新たな「九七年憲法」が制定される。1932年から数えて実に16回目の憲法制定である。この新憲法は「開発独裁体制」によって生じた中央集権的な都市部とそれによって蹂躪される地方という対立構図が、80年代のプレーム軍事政権以降、金権政治体質の地方と真の民主化を求める都市部という構図に変わってきたことを受けて、都市部の中間層が地方を牽制するという意味を多分に含んでいる。すなわち上院の民選化、国会議員に大卒以上の学歴の必須化、選挙管理委員会の設置による不正監視等の改革が盛り込まれ、結果としてこれまでで最も民主的な憲法と呼ばれることとなった。この新憲法の下、2001年に行われた総選挙によって、愛国党のタクシン政権が誕生したことによって、タイ王国の政治情勢は新たな対立の段階へと移ることになる。

タクシンは貧困解消と経済成長の両輪からなる「タクシノミクス」と呼ばれる政策を掲げて、地方の農民層の支持を集めて単独政権を樹立する。しかしこれに置いていかれた形の都市部の中間層が、政権の財政スキャンダルを口実に守旧派として反政府運動を展開することになる。これを受けてタクシンら与党の愛国党は解散総選挙に乗り出すが、憲法裁判所による選挙の無効宣言もあり、2006年に軍部のクーデターが事態を收拾している。その後、タイ社会の情勢は現在に至るまで、この対立の構図を引きずっている。親タクシン派は「赤」のシャツを着て運動を行い、反タクシン派は「黄」のシャツを着て活動を進めるが、一進一退の攻防をしばらく続けていた。2008年の総選挙でも当初は「赤」が勝利したが、やはり憲法裁判所への選挙無効の訴えが影響し、成立したのは「黄」のアピシット政権であった。すると今度は「赤」の抗議運動が過激化し、軍部と衝突した「火の五月事件」等を経て2011年に「赤」のインラック政権が樹立される。このインラックはタクシンの妹であり、タイ王国史上初の女性首相であった。しかしこの政権も兄タクシンの恩赦を目論むことで「黄」の反発を買い、再び総選挙、野党民主党のボイコット、選挙無効判断の混乱の末、軍部が全権を掌握するが、それが我々もニュースで聞いた覚えのある、2014年のクーデターである。そして現在はこの時に成立したプラユット軍事政権が新憲法を作成しており、民政復帰のための総選挙に向けて準備中である。

このように「赤」と「黄」の対立が激化する2000年代以降、軍のクーデターを後押ししていたのは、総選挙の無効判決を出した憲法裁判所であり²⁷、それを支持する「黄」の反タクシン派、すなわち本来民主化を率先して求めていたはずの都市部の中間層、守旧派の人々であった。したがってこの都市部の中間層は憲法や選挙制度という民主主義の形式は求めたものの、本当に望んでいたのは自らの層に有利な政治と、それが覆いそうな場合はいつでも全てを無かったことにしてくれる軍事クーデターという「タイ式民主主義」であった。しかし皮肉にも彼らの運動がタクシン政権という、真に多数派（すなわち地方の農民層）の味方をする政治を登場させたのである。

この守旧派の考え方が根強くある以上、国民が選挙制度に信頼を寄せて総選挙を実施することは不可能であり、常に不正の疑惑とクーデターへの不安（期待）が生じることから、90年代以降タイ王国では、軍事政権下では政情が安定し、民政復帰するとむしろ政情不安に陥るという逆転現象が続いている。それは同時に、本来民主化を求めてきた都市部の中間層が選挙を否定して、王や軍

部の威を借るのに対して、かつては「ピー・ノーン関係」に浸りきっており、腐敗した金権政治の温床とされてきた地方の農民層が、今や民主的な選挙を求める側に変わっているというもう一つの逆転現象を示している。

このように前途多難ではあるが、タイ王国の人々の中に民主化を求める動きが存続し続ける限り、民主主義は彼らにとって実現すべき選択肢であり続ける。しかしそうではない人々も多数存在する限り「本当に民主主義でなければならないのか？」という疑問も正当性を持ち続けるだろう。テイラーは彼らが彼らなりに修正した民主主義の形態を、コミュニタリアニズムのホームを擁護する文脈において認めるだろう。しかしそれは、カナダ人としてのテイラーがその形態に賛成か反対かということとは無関係であり、タイの内部からそうした形態に反対する人々がいるのなら、この修正と支援の動きはどこまでも続いていく。

注

- ¹ *Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation*, Gérard Bouchard, Charles Taylor, Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles, Gouvernement de Québec, 2008.
底本はフランス語であり、同時に英語版 (*Building the future: A time for reconciliation*)、及び全体で 300 ページ程の分量を 100 ページ弱に要約した簡略版 (英語版、フランス語版) が存在する。以下 Bouchard-Taylor Report と略記。また特に注が無い場合は、ページ数は英語版のものとする。簡略版のみ邦訳が出版されている。竹中豊他訳『多文化社会ケベックの挑戦』、明石出版、2011 年
- ² Bouchard-Taylor Report p.108.
- ³ Viti Munterbhorn, Charles Taylor, *Roads to Democracy: Human Rights and Democratic Development in Thailand*, International Center for Human Rights and Democratic Development, Bangkok and Montréal, 1994. (以下“*Roads to Democracy*”と略記)
- ⁴ タイ王国の歴史については、以下を参照した。
柿崎一郎著『タイの基礎知識』、株式会社めこん、2016 年
石井米雄著『タイ近世史研究序説』、岩波書店、1999 年
赤木攻著『復刻版 タイの政治文化—剛と柔—』、株式会社エヌ・エヌ・エー、2008 年
小泉順子著『歴史序説とナショナリズム—タイ近代史批判序説』、東京大学出版会、2006 年
玉田芳史著『民主化の虚像と実像—タイ現代政治変動のメカニズム』、京都大学出版会、2003 年
- ⁵ 日本との接近やこの「大タイ主義」に加えてワチラウト王 (ラーマ 6 世) は以前から「東洋のユダヤ人」という中華系タイ人を批判してシャム族のナショナリズムを鼓舞する論説を発表している。
- ⁶ *Roads to Democracy*, EXECUTIVE SUMMARY, p.viii
- ⁷ *Ibid.*, p.xi
- ⁸ *Ibid.*, Part I INTRODUCTION, p.3
- ⁹ 柿崎一郎著『タイの基礎知識』、株式会社めこん、2016 年、p.188
- ¹⁰ *Ibid.*, p.6
- ¹¹ 観光で有名な首長族もタイの山地民に含まれる。
- ¹² *Ibid.*, p.7
- ¹³ *Ibid.*, p.46
- ¹⁴ *Roads to Democracy*, Part III ROADS TO DEMOCRACY IN THAILAND, p.51
- ¹⁵ ティラーはこの地方の人々の政治観を踏まえて「チャオポー」をゴッドファーザーと呼んでいる。*Ibid.*, p.52, 61
- ¹⁶ *Ibid.*, 48
- ¹⁷ *Ibid.*, Part IV, ORIENTATION FOR THE FUTURE, p.76
- ¹⁸ *Ibid.*, Part III ROADS TO DEMOCRACY IN THAILAND, pp.50-54
- ¹⁹ 柿崎一郎著『タイの基礎知識』、株式会社めこん、2016 年 pp.106-109
- ²⁰ *Ibid.*, p.49
- ²¹ *Ibid.*, pp.65-66
- ²² *Ibid.*, pp.54-55
- ²³ *Ibid.*, p.56
- ²⁴ *Ibid.*, pp.56-58
- ²⁵ 1980 年代に成立したプレーム軍事政権は軍部、議会両方の顔を立てる「準民主主義」を売りに長期政権となったが、結局後の内閣が腐敗し、1991 年のクーデターで終わっている以上、ティラーは「準民主主義」を、民主主義を求める人々の要求も、そうでない人々の要求も満たせていないとして否定している。*Ibid.*, p.47
- ²⁶ *Ibid.*, pp.70-73
- ²⁷ 柿崎氏はこれを「司法クーデター」と呼ぶ。柿崎一郎著『タイの基礎知識』、株式会社めこん、2016 年、p.98